

## 保護者が同伴できない場合の委任状について

お子さんが新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、保護者（親権者、後見人）が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）が同伴し、予防接種を受けることも可能です。ただし、その場合、この委任状が必要です。保護者が委任状を記入し、接種会場に提出してください。

### 新型コロナウイルスワクチン接種委任状

今回、子どもの予防接種を受けるにあたり、私（保護者）が事情により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段からよく知る親族等に委任いたします。私と代理人は、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明書を読み、ワクチンの効果や目的、副反応が起こる可能性及び予防接種救済制度などについて理解しましたので、代理人の同意をもって保護者の同意といたします。

令和 年 月 日

被接種者（子ども） 氏名 \_\_\_\_\_

生年月日： 年 月 日 \_\_\_\_\_

保護者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

緊急連絡先（電話番号）： \_\_\_\_\_

代理人（同伴者） 住所： \_\_\_\_\_

氏名（代理人自署）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

被接種者との続柄： 祖父 祖母 その他（ \_\_\_\_\_ ）